

とよはし共創ラボ利用規約

(総則)

第1条 この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、愛知県豊橋市において提供される、地域の企業とスタートアップ等の共創を促進するためのプラットフォーム「とよはし共創ラボ」（以下「本事業」といいます。）の利用に当たって必要な事項を定めたものです。

2 本事業に参加し、登録を希望する企業、団体、個人事業主その他の事業者（以下「申込者」といいます。）は、本規約の内容を十分に確認し、及び同意した上で、本事業への参加の申込みを行ってください。

3 申込者が本事業を利用した場合は、本規約に同意したものとみなします。

4 本規約とその他の規約等の内容が異なる場合は、本規約が優先して適用されます。

(参加対象者)

第2条 本事業は、原則として次の者を参加の対象者とします。

（1）スタートアップ企業、中小企業その他これらに類すると認める企業等

（2）本事業の趣旨に賛同し、豊橋市及び事務局が適切と認めた者

(本事業の目的等)

第3条 本事業は、前条に規定する参加対象事業者の共創、協業、実証実験、業務提携等の機会の創出を支援することを目的としています。

2 本事業は、申込者及び第6条に規定する参加の審査を経て登録した事業者（以下「登録事業者」といいます。）間のマッチングの成立、契約の締結、事業成果の発生等を保証するものではありません。

3 本事業の利用に関し、申込者及び登録事業者間又は申込者及び登録事業者と第三者との間でトラブル（本事業の内外を問いません。）が生じた場合であっても、豊橋市及び事務局は一切の責任を負いません。

(事務局)

第4条 本事業を行うため、豊橋市が指定する者が事務局（以下「事務局」といいます。）を設置します。

(本事業の内容)

第5条 本事業は、第3条第1項の目的を達成するため、登録事業者に対して、次のサービス等を提供します。

（1）登録事業者に関する情報及び登録事業者のシーズ、ニーズの内容等のプラッ

トフォームへの登録

- (2) 登録事業者のマッチングの支援
- (3) 本事業に関連するイベント等の開催
- (4) その他前各号に関連するサービス

(参加の審査)

第6条 本事業へ参加する場合は、豊橋市又は豊橋市が指定する事務局による審査があります。

- 2 審査の結果、申込者が本事業の趣旨に適合しないと判断した場合、参加をお断りすることができます。
- 3 審査基準及び審査の経過又は結果の詳細については、開示いたしません。

(応募情報等の取扱い)

第7条 申込者が本事業への参加の申込みに際して豊橋市及び事務局に提供した情報（応募情報、登録情報、担当者の情報等。以下「応募情報等」といいます。）は、本事業の運営及び管理並びに本事業に関連する連絡のために利用します。

- 2 豊橋市及び事務局は、本事業の実施に必要な範囲で応募情報等を共同して利用することができるものとします。
- 3 応募情報等のうち個人情報に該当するものについては、適用される法令及び豊橋市の個人情報保護制度並びに事務局のプライバシーポリシーに基づき、適切に取得、利用及び管理します。
- 4 豊橋市及び事務局は、申込者又は登録事業者の同意又は法令上認められる場合を除き、第三者に対して当該申込者又は登録事業者の個人情報を提供しません。
- 5 申込者又は登録事業者は、応募情報等に変更が生じた場合は、直ちに変更の手続を行う義務を負います。この場合において、申込者又は登録事業者が変更の手続を怠ったことにより損害等が生じた場合であっても、豊橋市及び事務局は一切の責任を負いません。

(反社会的勢力の排除)

第8条 登録事業者は、現在及び将来にわたり、自らが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業又は団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当せず、かつ、反社会的勢力と密接な関係を有しないことを表明し、保証しなければなりません。

- 2 登録事業者は、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれの行為もしてはな

りません。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて豊橋市、事務局、他の申込者、他の登録事業者等の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 豊橋市及び事務局は、登録事業者が前各項のいずれかに違反していると判断した場合は、何らの通知又は催告を要せず、当該申込者及び登録事業者の本事業への参加及び登録を拒否し、又は参加及び登録を直ちに取り消すことができるものとします。

(登録の取消し及び利用の停止)

第9条 豊橋市又は事務局は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、本事業の登録を取り消し、又は本事業の利用を一時停止し、若しくは本事業の利用を終了させることができます。

- (1) 本規約に違反した場合
- (2) 申込みの内容に虚偽があったことが判明した場合
- (3) 反社会的勢力に該当し、又はこれと関係を有すると判断された場合
- (4) 他の申込者、登録事業者その他の第三者に対し、迷惑又は損害を与えた場合
- (5) 本事業の趣旨に反する利用を行った場合
- (6) その他豊橋市又は事務局が、本事業の運営上、登録事業者として不適切であると判断した場合

2 前項に規定する登録の取消し、利用の一時停止又は利用の終了により、登録事業者に損害が生じた場合でも、豊橋市及び事務局は一切の責任を負いません。

(本事業の内容及びサービスの変更及び停止)

第10条 豊橋市及び事務局は、登録事業者への事前の通知なく、本事業の内容の全部又は一部を変更し、又は提供を中止若しくは終了することができます。

2 前項に規定する本事業の内容の変更、中止又は終了により登録事業者又は第三者に損害が生じた場合であっても、豊橋市及び事務局は一切の責任を負いません。

(マッチング及び取引に関する免責)

第11条 豊橋市及び事務局は、本事業を通じて提供されるマッチングの機会及び取引

に関する情報について、その正確性、完全性、有用性、適合性等につき、いかなる保証も行いません。

2 豊橋市及び事務局は、登録事業者間のマッチングの成立、マッチング後の交渉、契約の締結、事業成果の発生、取引条件の適正性その他一切について保証するものではありません。

3 登録事業者は、自らの責任と判断により、相手方の信用状態、技術水準、法令遵守の状況その他必要な事項について調査及び確認を行うものとします。

4 本事業により登録事業者間又は登録事業者と第三者との間で締結等された契約、取引、共同研究、実証実験その他の関係において生じたトラブル、紛争、損害等（知的財産権の侵害、守秘義務違反、債務不履行、不法行為その他これらに類する一切の行為を含みますが、これらに限られません。）について、豊橋市及び事務局は一切の責任を負いません。

（知的財産権及び秘密情報の取扱い）

第12条 本事業により登録事業者が開示する技術情報、営業情報その他の秘密情報の取扱いについては、原則として登録事業者間で締結する個別の秘密保持契約又は当事者間の合意に従うものとし、豊橋市及び事務局は、当該当事者間の秘密保持義務の履行について一切の責任を負いません。

2 本事業を通じて登録事業者が創出した成果物、発明、ノウハウ、著作物その他の知的財産権に関する権利関係については、登録事業者間であらかじめ協議の上決定するものとし、豊橋市及び事務局は、その内容及び妥当性につき関与せず、かつ、一切の責任を負いません。

3 登録事業者は、本事業への登録に際し、第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないものとし、第三者との間で紛争が生じた場合には、自己の責任と費用負担においてこれを解決するものとします。

（禁止行為）

第13条 申込者は、本事業の利用に当たり、次の各号の行為を行ってはなりません。

- (1) 法令又は公序良俗に違反する行為
- (2) 本規約に違反する行為
- (3) 虚偽又は不正確な情報を提供する行為
- (4) 他の申込者、他の登録事業者、豊橋市、事務局その他の第三者の権利、利益、名誉、信用、プライバシー等を侵害する行為

- (5) 本事業を通じて知り得た情報を、本事業の目的以外に利用し、又は不正な目的で利用する行為
 - (6) 本事業の運営を妨害し、又はそのおそれのある行為
 - (7) 反社会的勢力に該当し、又はこれに資する行為
 - (8) その他豊橋市又は事務局が不適切と判断する行為
- (損害賠償)

第14条 登録事業者が本事業に関連して豊橋市又は事務局に損害を与えた場合、当該登録事業者は、豊橋市及び事務局に対し、その一切の損害（合理的な範囲内の弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

2 豊橋市及び事務局が本事業に関して登録事業者に対して負う損害賠償責任は、現実に発生した直接かつ通常の損害に限られるものとし、特別損害、逸失利益又は間接損害については、賠償責任を一切負わないものとします。

（規約の変更）

第15条 豊橋市及び事務局は、本事業の円滑な運営等の必要がある場合、本規約を変更することができます。

2 本規約を変更する場合、豊橋市又は事務局は、変更後の本規約の内容及びその効力発生日を、本事業のウェブサイト上への掲載その他適切な方法により登録事業者に伝えます。

3 本規約の変更後に登録事業者が本事業を利用した場合、登録事業者は、当該変更に同意したものとみなします。

（準拠法及び合意管轄）

第16条 本規約の解釈及び適用については、日本法を準拠法とします。

2 本事業に関連して豊橋市又は事務局と申込者又は登録事業者との間に紛争が生じた場合、協議による解決を図るものとしますが、解決しない場合には、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

この規約は、令和7年12月1日から施行します。